

旭川市景観条例 (平成14年3月27日条例第26号)

最終改正:平成19年3月23日条例第15号

改正内容:平成19年3月23日条例第15号 [平成28年1月29日]

旭川市は、雄大な大雪山連峰を臨む北海道の中心に位置し、緑豊かな丘陵に囲まれ、石狩川をはじめとする大小様々な河川がまちを流れるなど、自然環境に恵まれており、ここに暮らす私たちは、自然が見せる四季折々の美しい表情に接してきた。

美しさの一方で厳しさを併せ持つ自然の中で、アイヌの人々や開拓に携わった人々等先人たちのたゆまぬ努力によってこのまちが築かれ、時の経過とともに、北国の風土に根ざした機能的な市街地の形成が図られ、豊かな自然や都市機能がそれぞれに、あるいは融合し、多様な景観が育まれてきた。

良好な景観は、そこに住む者の心をいやし、暮らしにゆとりと潤いをもたらすものであり、また、訪れる人々には好印象を与え、その心の中に美感を残す、まちの表情そのものであり、産業や文化、歴史の積重ねの中から築かれた貴重な財産である。

私たちが生きる社会は、常に変化しているものであり、個人の生活の多様化や意識の変化、社会生活全体の変化によっては、今ある良好な景観も失われてしまうおそれがあり、私たちは生来有している豊かな感性と技術により守り、育て、つくっていかねばならない。

ここに、私たちは、先人から受け継がれてきた良好な景観を守り、育て、新たな景観をつくり、これを将来の世代に引き継ぐ責務があることを認識し、個人としてのみならず、相互に連携して景観づくりを推進し、かけがえのない豊かな自然と人々の生活が調和した誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他景観づくりに関し必要な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 良好な景観を守り、育て、及びつくることをいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (4) 景観計画 法第8条第1項の景観計画をいう。
- (5) 景観計画区域 法第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。
- (6) 建築等 法第16条第1項第1号の建築等をいう。
- (7) 建設等 法第16条第1項第2号の建設等をいう。
- (8) 特定照明 景観法施行令(平成16年政令第398号)第4条第6号の特定照明をいう。

(基本理念)

第3条 景観づくりは、市民が快適で心地良い生活を営むことができるよう推進されなければならない。

- 2 景観づくりは、地域の自然環境との調和に配慮して推進されなければならない。
- 3 景観づくりは、地域の産業、文化及び歴史を生かして推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、景観づくりの主体であることを認識し、自ら積極的に景観づくりを行うとともに、地域の景観づくりに参加し、かつ、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めなければならない。

(景観づくり基本計画)

第7条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、告示するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(先導的役割)

第8条 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合にあっては、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国等に対する協力の要請)

第9条 市長は、景観づくりを効果的に行うため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

(知識の普及等)

第10条 市は、市民等の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第11条 市は、市民等に対し、景観づくりに関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が景観づくりに関する情報を交換できるよう機会の確保に努めるものとする。

第2章 登録及び認定

(登録)

第12条 市長は、市民等による景観づくりを推進するため、景観づくりに関する自主的な活動を行う者を登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、景観づくりに関する活動の内容等に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 登録者は、当該登録の取消しを受けようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、登録者の活動が景観づくりの推進に寄与しないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(認定)

第13条 市長は、景観づくりの推進に寄与していると認める団体で、次の各号のすべてに該当するものを景観づくり市民団体として認定することができる。

(1) その活動が営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするものでないもの

(2) 自主的な運営により継続的かつ計画的に景観づくりに関する活動を行うと認められるもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、併せて規則で定める書類を提出しなければならない。

3 景観づくり市民団体の代表者は、景観づくりに関する活動の内容等に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 景観づくり市民団体の代表者は、当該認定の取消しを受けようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、景観づくり市民団体が第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又はその活動が景観づくりの推進に寄与しないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第3章 景観計画

(景観計画の策定)

第14条 市長は、基本計画を推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において景観づくりを推進する上で重要であると認める区域を景観計画重点区域として指定し、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定めるもののほか、あらかじめ、旭川市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画の提案団体)

第15条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第13条第1項の規定による認定を受けた団体とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第16条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、旭川市景観審議会に法第11条第3項の計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

第4章 景観計画区域内における行為の制限等

(行為の届出等)

第17条 景観計画区域(景観計画重点区域を除く。)内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる建築物の一壁面の面積の2分の1以上又は工作物の外観の面積の2分の1以上について継続して3月以上行う特定照明又はその照明方法の変更とする。

(1) 高さ10メートル又は建築面積500平方メートルを超える建築物

(2) 高さ10メートルを超える工作物(擁壁等(擁壁、のり面、護岸その他これらに類するものをいう。以下同じ。))及び橋りょう等(橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するものをいう。以下同じ。))を除く。)

(3) 長さ20メートルを超える橋りょう等

- 2 景観計画重点区域内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。
- 3 前2項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第18条 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為のほか、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第3号に掲げる行為
 - (2) 道路又は鉄道の維持管理のために行う行為
 - (3) 電気事業、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、放送事業、有線テレビジョン放送業務その他これらに類する事業の用に供する空中線系（その支持物を含む。）の建設等
 - (4) 道路（私道を除く。）、公園その他の公共の場所から容易に望見されることのない建築物の建築等及び工作物の建設等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が旭川市景観審議会の意見を聴いて、良好な景観形成に支障を及ぼさないと認める行為
- 2 景観計画重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前項各号に掲げる行為及び別表第3の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、旭川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第20条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、旭川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 景観協定

(景観協定の認可)

第21条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、併せて規則で定める図書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第84条第1項及び第88条第1項の認可について準用する。

第7章 表彰、助成等

(表彰)

第22条 市長は、景観づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により表彰する者を決定しようとするときは、あらかじめ、旭川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(助成等)

第23条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その代表者）に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する費用の一部を助成することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することができる。

第8章 審議会

(設置)

第24条 景観づくりに関する重要事項を調査審議させるため、旭川市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。（所掌事項）

第25条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項
 - (2) その他景観づくりに関し市長が必要と認める事項
- (組織等)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
